

運営：特定非営利活動法人 輝HIKARI

当団体は、障がいのある方々へ支援をされている、全国各地の皆様と交流を重ねています。そこで学んだ、地域の特性をいかした「良き支援」を取り入れ、共助の心を大切に、我が地域にも相互共有を行っています。また、当団体にご縁をされる全ての方々が「ひかり輝き」、住み慣れたまちで「自分らしく生きる」ことを応援しています。

【特定非営利活動法人 輝HIKARI 本部】

さいたま市見沼区大和田町1-958-1 KCC3ビル3階
TEL:048-675-2800 FAX:048-610-8743

その他 事業所案内

放課後等デイサービス

輝HIKARI志木

埼玉県志木市上宗岡 2-8-12
TEL : 048-475-4065 FAX : 048-475-4066



輝HIKARIさいたま

さいたま市見沼区丸ヶ崎町7丁目1番地
細井第2ビル1階
TEL : 048-793-4148 FAX : 048-793-4149



多機能型事業所CoCoRear

埼玉県志木市上宗岡 2-8-13
TEL : 048-485-8034 FAX : 048-485-8134



輝HIKARIみらい

さいたま市見沼区大和田町 2-1245-1 2階
TEL : 048-812-8757 FAX : 048-812-8759



児童発達支援

CoCoRearはく

埼玉県志木市上宗岡 2-8-13
TEL : 048-487-7526 FAX : 048-487-7536



相談支援事業所 埼玉県志木市上宗岡 2-8-12
(輝 HIKARI 志木内)
TEL : 048-486-9250
FAX : 048-486-9260

相談室 HIKARI

こころとからだの成長を応援する 「生活支援」×「運動型」療育施設

跳び箱やブランコ、公園遊具での遊びが苦手な未就学児童などには、体幹やバランス感覚をサポートできる感覚統合遊具を使って支援しています。小学校就学に向けた小集団での「生活への支援」と「運動型療育」で、ハイブリッドな支援を行っている児童発達支援事業所です。



事業所概要

事業所名	輝 HIKARI みらいキッズ (ひかりみらいキッズ)
所在地	〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町 2-1245-1 1階
TEL/FAX	TEL : 048-812-8167 FAX : 048-812-8169
ホームページ	http://miraikids.support-hikari.net/
E-mail	miraikids@support-hikari.net



児童発達支援 輝HIKARI みらい キッズ

ひとりひとりに寄り添い、ひかり輝く未来へ！
お子さまは遊びを通して世界を知ります。
できる「よろこび」や、楽しい「気持ち」を一緒に共有していきます。

ご利用案内



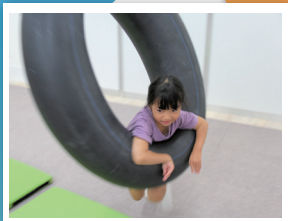
ひとりひとりに寄り添い、ひかり輝く未来へ！
 お子さまは遊びを通して世界を知ります。
 できる「よろこび」や、楽しい「気持ち」を一緒に共有していきます。



プレスクールクラス 年長さん集団

自ら考えて行動する力や、お友だちと相談し協力し合う力を身につけます。また、就学に向けて、「ことばかず」の学習に取り組みます
 机上療育(30分) 運動療育(30分)

Social Skill



個別療育(年少～年長)

本人と保護者のニーズ 20分程度の1対1の療育課題を行い、その後は30分程度の運動療育を行います。

Sports



そらいろクラス 年中さん集団

年中さんを対象にしたクラスです。お友だちと一緒に机上課題や運動課題を行い、お友だちとの適切な関わり方や集団のルールを学びます。
 机上療育(20分) 運動療育(30分)



音楽療育(年少～年長)

楽しく音楽と触れ合いながら基本的な音楽能力を伸ばし、身体的・感覚的・知的な成長を促し、潜在的な基礎能力を伸ばし、子どもたちの成長の足掛かりとなります。

Music



ご利用の流れ

①見学・面談

お子さまと一緒に見学にお越し頂き、お子さまの状況、ご家族が考える課題や、目標等をお聞かせください。

②受給者証の手続き

お住まいの市町村の担当窓口にて申請を行い、受給者証の発行を行って頂きます。
 療育手帳がなくても障害が認められる、または想定される場合は、受給者証を取得することが可能です。
 ※受給者証の手続きに必要なもの
 印鑑、療育手帳または、医師の診断等

③利用申込み・契約

見学、面談などでご納得頂けた場合
 ご利用契約を行います。
 いよいよ、ご利用開始です。

運動や創作、社会生活体験など、いろいろな体験をしてみましょう！

ご利用案内

要件	受給者証(各市町村)
サービス提供時間	平日: 9時~12時10分 / 13時30分~17時 土曜日: 9時15分~15時30分 ※詳細は施設までご連絡ください
休業日	日・祝日、年末年始、夏期、職員研修日
費用	児童福祉法に定めるサービス料金の一割負担です。毎月の利用料金負担の上限額が世帯収入等によって定められているため、さらにご負担が少なくなることもございます。 なお、3歳以上は無償化対象です。

※写真は保護者の同意を得て使用しています。

